

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会  
第4回 新市建設計画小委員会

---

《 会 議 録 》

会場：石狩市議会第1委員会室

日時：平成15年9月4日（木）13：00～15：05

## 第4回 新市建設計画小委員会会議録

開催日時：平成15年9月4日(木) 13:00～15:05

開催場所：石狩市議会第1委員会室

### 【出席委員】(敬称略)

委員長

加納 洋明

副委員長

河合 雅雄

委員

長原 徳治      池端 英昭      大山 弘行      浅井 秀樹      小池 弓夫  
藤原 市子      中村 東伍      田中 宣律

### 【欠席委員】(敬称略)

山根 利子      相原 一男      沢田 富男      岸本 正吉      佐藤 克廣

### 【事務局】

工藤 泰雄      清水 敬二      松儀 倫也      佐々木 大樹      中村 裕一

【傍聴人】 11人

## 議事日程

1 開会.....	3 頁
( 前回の協議内容に関する検討結果について ) .....	3 頁
2 協議事項.....	13 頁
(1) 第 1 章の検討・協議.....	13 頁
3 その他.....	25 頁
(1) 第 5 回会議の開催日時等について.....	25 頁
4 閉会.....	25 頁

## 1 開 会

加納委員長：本日はお忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。本日の出席委員数は10名で、定足数に達しております。

なお、本日の会議終了後、開催地であります、当地石狩市の特色や主要施設などについて現地視察を予定しております。只今から、第4回新市建設計画小委員会を開会いたします。

### (前回の協議内容に関する検討結果について)

加納委員長：本日の日程は、お手元の会議次第の通りでございます。はじめに、前回の素案協議において、委員からご意見のあった部分に関して、事務方による検討結果の報告を受けます。

事務局(佐々木)：前回の素案の検討・協議において意見のあった部分に関して説明いたします。

はじめに、3ページ「(2) 合併協議会の設立」の部分の取り扱いについてですが、「新市将来構想策定の背景」本文の中に置くべきものではないのでは、とのご意見がありました。

この部分については、そもそもなぜ合併協議会が設立されたのか、又いったいどのような目的で「新市将来構想」や「新市建設計画」を策定するのかといった基本的なことについて、住民一人ひとりの方々に、より分かり易くお伝えし、十分に理解していただきたいという趣旨で記述したものであることから、「まえがき」や「はじめに」などといった形に内容を整理・要約の上、冒頭部分(序章の前に、)に記述してはどうかと考えております。

2点目に、13ページの「人口の将来見通し」についてですが、前回ご説明いたしましたとおり、人口予測に当たっては、厚生労働省に置かれている国の政策研究機関である、国立社会保障・人口問題研究所が作成した「小地域簡易将来人口推計システム」を使用することが、信頼性という点で最も良いものと思われませんが、このシステムを使った人口予測の上で、非常に大きな変動要因となります。「合計特殊出生率」の数値について、同研究所が使用している国の公表数値よりも、直近の数値で公的機関が公表した信頼性の高い数値がないか調べましたところ、今年3月に北海道によって公表されております「札幌圏地域保健医療福祉計画」による、平成8年から12年までの平均の合計特殊出生率がありました。これは、国が用いている合計特殊出生率の計算方法と同様であり、計算においても、信頼性においても問題はないと思われることから、こちらに置き換えさせていただきたいと思っております。

なお、数値は、石狩市1.21、厚田村1.45、浜益村1.66となります。この数値を用いた場合の計算結果につきましては、お手元にお配りしているとおりとなり、前回と比べて推計最終年(平成42年)では、3市村全体でおよそ2,000人程度少ない結果となります。

公信力の高い計算方法と、直近の公表数値を「基礎数値」として用いることによって、現状をより客観的に踏まえた人口予測である、とご理解いただきたいと思います。

3点目に、「現状の把握」という点において、「住民活動」や「人の動き」などの描写も加えてはどうかというご意見がありました。この件につきまして、専門部会により検討した結果、新しく「( )立て(かっこ立て)」の項目を起し、加えることといたしたいと思います。

具体的に申しますと、45～49ページの「(8) 福祉・保健・医療」に続けて、「(9) の項目」として、住民活動の状況やその組織などを中心として、新しくページを加えたいと考えております。

以上、前回の委員会でいただいたご意見をもとに検討した結果をご報告させていただきました。

この中で、1点目と3点目につきましては、本日、あいにく代案として具体的なものをお示し

することができなかつたのですが、只今報告いたしました考え方に基づいて、修正する、もしくはこのままで修正しない、といった方向性について、委員の皆さんにご検討いただきたいと思います。

加納委員長：只今、事務局から報告がありましたが、このことにつきまして、ご発言をお願いしたいと思います。まず については前回、小池委員の方からご発言いただいておりますので、今の事務方の答弁というか、それに対してご発言をいただければと思いますのでよろしく願いいたします。

小池委員：今のご説明でほぼ分かりました。それで、私の方からも、人口の予測のピークが 37 年と書いてあるけれども 32 年の誤りでしょうということをお願いしようと思っていまして、差し替えの用紙をいただきましたので、了解いたしました。ただ、もう一つ、この間もお話しを伺ったことなのですが、私は、この「人口問題研究所」というものがどういうものなのかも、さっぱり分かりませんし、人口増加を期待する立場からしましては、願わくは、早く 3 市村それぞれで、そういったデータをとれるようなグループを作り、これと差し替えられるものを出せるようにしてほしいと思います。3 市村独自の調査に基づいていないということになりますと、多分、全体の協議会の席でも、人口予測の背景は一体何なのかということをお問われると思いますので、理論武装の上でも、もう少し突っ込んだ調査をしていただければ、ありがたいなというところがございます。

加納委員長：はい、よろしいですね。続きまして、 については、前回、長原委員の方からも、質問がございましたので、長原委員、今の説明について、ご意見がございましたら、ご発言をお願いいたします。

長原委員：その部分だけに限ってですか。

加納委員長：はい、基本的には、それに限ってということをお願いいたします。

長原委員：後でまた、発言させていただきたいと思いますが、今の人口問題についての部分に限って言いますと、前回の数値よりは、実態の数値に近付いたかなと思います。いろいろな手法がありますが、今、説明をお聞きしてありまして、現時点で取り得る、最も平均的、一般的、現実的というような数値としては、こういった手法になるのかなというふうに理解いたしますし、結構かと思しますので、これはこれとして、受けとめたいと思います。以上です。

加納委員長：よろしいですね。はい、どうぞ。

小池委員：例の「合併問題調査研究報告書」というのがございますよね。これと、新たにこちらに出ているものと数字的に誤りはないのでしょうか。どちらかを正解にしておかないと、資料の出し方によって変わってきますので、これも、ずっと出回っていくものですから、報告書の方を訂正するなり、そういったことをされた方が良いのではないかと思います。

加納委員長：事務局の方で確認をお願いします。

清水事務局次長：事務局次長の清水です。私の方から、お答えさせていただきますけれども、「合併問題調査研究報告書」と、今回ご覧いただいております、この協議会の「新市将来構想」の数字は、捉える時点の基礎資料が違っている訳でございます。推計方法は同じようなものを使っておりますが、先程申し上げました、特殊合計出生率等が変わってきておりますので、違う数値となります。ですから、報告書の段階ではそれで正しい訳です。また、この時点では、この時点での正しい数値となります。これを訂正する・しないというようなものではなく、その調査検討時点では各々が正しいものと仮定し、推定しているものであると、ご理解いただければ

と思っております。

加納委員長：小池委員、よろしいですか。前回、について、藤原委員の方からご発言がありましたので、よろしくお願いいたします。

藤原委員：はい。前回、項目を設けてもらいたいということで意見を申し上げたのですが、とっても良いと思います。ただ、(9)となるだろうという、表題についてなのですが、「住民活動」という言葉を使うよりも、石狩市民とか、浜益村民とかといった意味ではない、広い意味の「市民活動」という言葉にさせていただいたら良いと思います。

加納委員長：はい、これについては、事務方の方で検討させていただきますので、よろしくお願いいたします。はい、長原委員どうぞ。

長原委員：先程の中で の合併協議会の性格に関わる記述についてなのですが、前回、これを削除するかどうかというお話もありましたので、その時は特に発言をしておりませんが、今の説明によりますと、この部分は残したらどうかという提案が出ておりますので、この部分を載せるということを仮定して、この内容について、少し申し上げておきたいと思います。

それは、「合併協議会設立の経緯」については、これで良いと思うのですが、「合併協議会の役割」の記述については、果たして、このままで良いのかという疑問が沢山あります。1つは、「合併しない場合の姿は各市町村がそれぞれ検討することができます。」といった記述があるのですが、私は、果たしてそうなのかなと思っております。それは、法定合併協議会で、合併した場合は勿論ですが、いろいろな国の動向、今後の財政上の動きなどを含め、しなかった場合の推計値などについても、それぞれ法定の場で専門的な体制をもって検討するからこそ、初めてその検討が可能になるのであって、それは各市村に全部任せてしまう、ということにはならないのではないかと思います。

また、各市村もそうしてしまうと大変なのではないかと思います。ですから、私の意見としましては、そういった意味を含めまして、その記述の表現を改めるべきではないかと思います。

2つ目には、合併協議会を設立する時点で、合併協議会は合併の是非についても検討する場だということは繰り返し説明してきた訳ですので、その表現を、「合併協議会の役割」の中に、きちんと載せておくべきだと思います。合併の是非について検討する場だという記述が全くないのはいかがなものかということで、その記述をこの中に入れるべきではないかと思います。以上でございます。

加納委員長：只今、長原委員の方からご発言がありましたけれども、この小委員会については、「新市将来構想」と「新市建設計画」を含めて、専門的にやっていくという小委員会となっておりますので、今、長原委員から言われましたことについては、合併協議会本体の作業として取り扱われる問題だと私は思いますけれども、他の委員さんはどうでしょうか。最初に事務方からも説明がありましたが、「新市将来構想」を、住民に知らせるという点でこういったものを記載したということで、前回、小池委員の方から、ここまで云々記載する必要はないのではないかとという話も出ていた程、この件について一応は終わっている話だと思います。

ですから、この小委員会については、そのことを前提にした上で設けられております委員会ですので、一番最初の入口論的な部分から、この小委員会の中で審議するというのは、ちょっと馴染まないのではないかと私は思いますけれども、他の委員さんはどうでしょうか。

(「同感です。」との声)

加納委員長：長原委員。

長原委員：入口論ではないのではないですか。合併協議会の性格として合併の是非を含めて議論するという事は、始めから仕切られている話で、合併の是非を全く検討しないという話はない訳でして、合併協議会の役割・性格として、合併の是非を検討するのは当たり前話であり、それを記述することに抵抗はないと思うのですが。だから、決して入口論ではないと思いますよ。

加納委員長：合併協議会本体の中で、そういった議論をされるというのは結構だと思いますけれども、この小委員会については、一応合併した場合を前提にした上で、「新市将来構想」、「新市建設計画」を考えていくということで設置された委員会でありまして、そのことについて委員の皆さんで議論していくというものですから、この委員会の中では、合併をする場合・しなかった場合というような議論にはならないはずなんです。これは、各自自治体ごとに、合併をしなかった場合のいろいろなことについて示すことは出来るけれども、合併協議会自体が合併をしなかった場合を示すということにはならないと思うのですが、他の委員さんはいかがですか。はい、浜益の大山委員、どうぞ。

大山委員：私も、今加納委員長がおっしゃった通りだと思います。市町村合併協議会は、合併した場合にはどうなるかということ話し合いする場所であって、合併する・しないを協議する場所ではないんですね。例えば、合併する・しないは議会の中のことであって、議決を経るまでの間でも出来ますし、議員としての議員活動で、市民に対する接点の場でも、自分の得た知識やこの委員会が出た状況を話しながら対応するという事も出来るはずですよ。

そして、このまちづくり委員会というものは、合併した場合のまちづくりをどうしたら住民の皆さんに喜んでもらえるような形にしていけるかということ話し合いする場所であって、それにも関わらず、調整案が全部整った後においても、まだ、私は市町村合併に反対だといふのであれば、議会活動の中で、議員として出来る場所もありますし、議決の中でも、それに反対する場所もありますので、そういう活動はそういった場所でやるべきだと思います。ここは、あくまでも、まちづくり委員会という小さな委員会でありまして、合併した場合のまちづくりをどうするのかということ話し合い、調整案を整える場所だと思うんですよ。

加納委員長：はい、長原委員、どうぞ。

長原委員：この小委員会の役割という点では、その意見で良いと思います。私もそう思います。しかし、問題は小委員会として合併協議会に提案する、たたき台、素案として、この文書を出す訳ですから、そのたたき台の内容としては、やはり、私が申し上げていることを議論することは、何もおかしくないと思いますよ。合併特例法でも合併協議会の役割というのは、合併の是非を含め議論する場だということになっておりますし、議事録を見ていただければはっきりしているのですが、当然、各市町村議会においても、法定合併協議会設立の議案の提案は、合併の是非を含めて議論する場だと、どこの市長、村長も提案されていると思いますよ。合併の是非を含めて議論する場だということ前提条件としてこの法定合併協議会が成り立っている訳で、そのことを「合併協議会の役割」の中に記述することが、合併に賛成する、反対するとかという意味とは全く違いますし、なんら問題ない訳であり、何故そこを避けるという議論になるのか、私には理解出来ません。この法定合併協議会が設立された経緯からして、合併の是非を含め議論する場だということは、何回も確認されていることではないですか。浜益の村議会でそういう提案されていますよね。間違いなく。

加納委員長：はい、大山委員。

大山委員：だから、今まちづくり委員会で、まちづくり計画をきちんと練り上げて、さらには、

合併しなかった場合のことについても、各市町村で検討するはずになっておりますので、それを対比して、その結果、合併するべきか、しないべきかというふうになると思うんですよ。そのまちづくり委員会というのは、あくまでも、将来、合併した場合のまちづくりをどうするかということ話し合い、練り上げていって、その調整案をまとめあげる、そういう場所だと思いますよ。

加納委員長：長原委員。

長原委員：ですから、おっしゃっている意味は分ります。私が申し上げていることをご理解いただけていないのではないかと思います。私が申し上げておりますのは、本来、合併協議会の性格・役割として、合併の是非を含めて議論する場だということを各議会でも確認した上で、この法定合併協議会が出発しておりますので、それを客観的に記述しておくことが必要ではないのですかということをお願いしている訳でございます。何も合併に賛成だとか反対だとかと申し上げているのではなく、法定合併協議会の役割ということで、今まで説明してきた事項ですので、そのことについてもきちんと記述しておくことが必要だと申し上げているのでありまして、それを記述することが何故いけないのかが私には全く分かりません。

加納委員長：大山委員、どうぞ。

大山委員：その件なのですが、小委員会で行う会議の内容と、委員全員が集まった場所で行う会議の内容とでは、おのずと違うと思うんですよ。全体の会議の中では、そういった議論にもなると思うんですよ。しかし、小委員会では、あくまでも限られた部分で議論するべきだと思うんですよ。

加納委員長：長原委員。

長原委員：ここの記述の表現の問題だけですから、十分限られた部分ではないですか。この小委員会が合併の是非を含めて議論する場なのか、場ではないのかということをご自分で決めて議論しろと言っている訳ではないんですよ。合併の是非を含めて議論する場だということは、既に決定済みと言いますか、ずっとそういった認識でこの法定合併協議会が出来ておりますよね。第1回目の合併協議会でもそのような話があり、委員の皆さんの合意事項、確認事項となっておりますので、それをここに記述したらどうかということをお願いしているのでして、それを否定するという意味が分かりません。

加納委員長：中村委員、どうぞ。

中村委員：これまでの間に、本委員会（協議会）が開催されましたが、その場でこの部分は確認されている訳ですよ。この小委員会ではそれに基づいた審議がなされる訳ですから、ここでそのことだけに限って確認し合い、ものを進めるといふことにはならず、本委員会（協議会）の本旨に基づいた形で我々は進んでいけば良いというふうに考えております。

加納委員長：長原委員。

長原委員：本委員会（協議会）でも確認されていると思いますよ。第1回目の合併協議会で合併の是非を含めて検討する場だということは確認されましたよね。

加納委員長：中村委員。

中村委員：ですから、その場で確認されていることですから、今、改めてここで確認しなくても、我々はそれらに基づいて審議する訳ですから、差し支えないと思いますし、それにこだわることについては分りますけれども、別にこだわらなくても何ら問題はないと思うんですけれども。

加納委員長：大山委員。

大山委員：私達は小委員会に限られた役目を果たすべきだと思うんですよ。今は本委員会（協



議会)ではなく、小委員会の役割を果たす為に我々は召集されて来ている訳ですから。

加納委員長：長原委員。

長原委員：ですから、私は小委員会にかけられている表現の内容のことで言っている訳ですよ。前回、田岡市長は、法定合併協議会は合併の是非を決めるところではないと発言している訳ですよ。それはそうだと思うんですよ。しかし、決めることと議論することは別問題でして、当然、いろいろな場面で合併が良いのか悪いのかという議論が無ければ、議論が深まらない訳ですよ。それまで否定してしまうということは大変なことだと思いますよ。

加納委員長：中村委員。

中村委員：否定ではなくて、それらに基づいた議題について、今この小委員会でどういう考え方を持っているかということをもとめればいいだけの話であって、この場に、一番先の部分から進めなければならないということにはならないと思うんですよ。我々がこの小委員会を受けた時点で、もうそれらのものが淘汰されている訳ですから。必ずしも我々独自の意見で、どうするか、ああするかということではないのであって、この内容のままで差し支えないと思うんですけどもね。

加納委員長：長原委員。

長原委員：ここで表現することに対して、皆さんが何故そんなに駄目なことだとおっしゃっているのかが分らないですね。

加納委員長：中村委員。

中村委員：いえ、表現することに反対している訳ではなく、表現の内容を改めて、ここに書き込むということも悪いことだとは思わないですけども、これらのものは、本委員会（協議会）で審議済みであり、我々はこれに基づいた協議をしている訳ですから、このままでも差し支えないのではないかと申し上げているのです。

加納委員長：長原委員。

長原委員：審議済みというのはどういう意味でしょうか。

加納委員長：池端委員どうぞ。

池端委員：私は、この小委員会の委員全員が、本協議会で確認された事項を踏まえて、この場に集まり、お互いが共通認識を持っているのであれば、文言を書き入れる、書き入れないというような問題ではなく、それはそのまま次第に沿って進めていって構わないのではないかと思います。皆さんそれぞれの意見が違うというのであれば話は別ですよ。それなら確認する意味で、一度やはり明記するべきだと思いますし、その方が正確なものになるのかも知れませんが、お互いが共通の形で認識されているのであれば、あえて入れる必要はないのではないかと思います。

加納委員長：他にございませんか。藤原委員、何かありませんか。

藤原委員：大変、頭の中が混乱しておりますが、今、長原委員がおっしゃっていることというのは、この記述の部分のことだけであって、この小委員会がどうのこうのというようなことではないというふうに私は思っております。合併協議会自体が合併の是非を含めて議論する場であるというふうに記述されている部分を見て、そのような前提で私達委員がここに集まって来ているのかなということを考えると、ちょっと分らなくなってしまっています。

法的な議会ではございませんが、以前、石狩市の委員だけの話し合いが行われ、この合併協議会は、合併するとした場合にどのような将来構想が描けるのかということを議論し提示してい

く場だという内容のことを伺い、私も、そういう意味でここに来ていると思っております。是非を含めた議論をするということは、是と非の両方の部分を議論していかなければならないということですよ。そうなりますと、この資料のことも含めまして、合併協議会そのものが、その両方のことを議論していくということになってしまいますので、もし、そういうことだとするならば、何か違うのではないかなという思いがいたします。そういうことでないのであれば、そのような文言を入れる必要はないと思います。前回の小委員会の時も長原さんは、このことについては、ずっと言い続けていくとおっしゃっておいりましたので、別に発言がどうのという意味ではございませんが、これから先の長い道のりの中で、常にどのような場でも毎回出てくるということを考えますと、ここで、はっきりさせた方が良いのではないかとも思うのですけれども。

加納委員長：小池委員、どうぞ。

小池委員：「合併協議会の役割」の記述内容については、これで良いと思います。「新市将来構想」や「新市建設計画」を策定するのが、当小委員会の我々の現在の役割であり、そのことが書き込まれておりますので、それで良いと思います。合併するのか、しないのかということは市長、村長、議会が判断し、一番最後に出てくる部分なんです。だから、あまり踏み込んでいなくても良いのではないかと思いますけれども。

加納委員長：河合委員、どうですか。

河合委員：今、藤原委員がおっしゃっておいりました是と非の部分で、私どもは昨年厚田独自で非の部分について検討しております。それを受けまして、例えば、今年の3月で収入役を置かないことにするなどいたしました。例えば、三役の給料を下げるとか議会議員の給料をいくりにするかといったような現実の問題になった時、厚田村・浜益村が生き残る為に切り詰めていくという場合、全体会議の中で、石狩市から、厚田村の議員は8人も9人も要らないので5人位に下さいなどということは、やはり、ちょっと言えないと思うんですよ。そういう面からいいましても、やはり、あえて今そのような文言を入れなくても良いのではないかと思います。

加納委員長：共通委員の田中委員、どうでしょうか。何かご発言いただければ、お願いいたします。

田中委員：私の認識からいたしますと、会長は法定合併協議会については合併ありきではないということをおっしゃっておりますよね。この間の法定合併協議会で、合併する場合につきましては編入方式で、新市の名称、新市役所の位置、共に石狩市という方向で検討していきましようということに決まりました。最終的にはここに書いておりますように、議会が住民に説明し終わった後、議会が判断していくということで方向性が決定し、この小委員会におきましては、決められた通りの方向性で検討していくべきではないかというふうに認識しております。ですから、なお、そこで、また合併しない場合などといった議論は出てくるべきではないと思います。

加納委員長：はい、ありがとうございました。では、浅井委員、何か意見がございましたらお願いいたします。

浅井委員：私も、今、頭の中が混乱しておりますが、他の委員の方がおっしゃられましたように、合併した場合の新しいまちの姿を話し合うのが、この会合の目的でございまして、合併の是非ということまで入ってきてしまいますと、非常に役割の幅が広くなりすぎると言ってしまうか、やはり、それは市や村の議会などの場所に委ねられるべきではないかと思っておりますので、特に、ここに載せる必要はないと思っておりますし、このままで良いのではないかと思います。以上です。

加納委員長：はい、長原委員。

長原委員：先程、そのことにつきましては、前提条件として成り立っているのだというご発言がございましたが、合併特例法の中でも法定合併協議会は合併の是非を含め協議する場だという内容は記述されておりますよね。同時に、各市村議会の中でも、合併の是非を含め協議する場として法定合併協議会を提案なされているということも議事録ではっきりしていることですよ。ということで、本法定合併協議会が合併の是非を含めた議論をする場だという認識については、皆さん、よろしいんですよ。そのこと自体も違って、そうではなくなったということなのでしょうか。

そういうことでしたら、ちょっと違ってくるのではないかと思います。確かに合併協議会の規約の中では合併の是非という言葉は入っておりませんが、釧路合併には、合併の是非を含め検討するというので協議会規約そのものに入っており、この違いは確かにございます。ただ、そのことにつきましては何度も石狩で議論されてきており、法律でもそういうことになっておりますので、文言を入れるか、入れないか、どうするかというような問題ではなく、法定合併協議会は合併の是非を含めて議論する場なのです。また、合併協議項目一つ一つを討議していくこと自体が合併の是非につながる議論でもあるのではないかとこともございまして、規約の中には、特にそのような文言は入れませんでした。法定合併協議会の役割の中では合併の是非ということが判断の基準となり、合併した方が良いのか、しない方が良いのかという議論が当然出てくると思いますので、私は、それを否定される何物もないと思います。しかし、あえて、ここに書き込まなくても良いと皆さんがおっしゃるのでしたら、それは多数のご意見ということですので、これ以上申し上げませんけれども、合併協議会の性格といたしまして、そのことが今までの経過の中にあつた訳ですから、私は、その前提の上で委員全員が共通の認識を持ち、議論を進めているという確認しておくことが必要だと思いますけれども、皆さんは、そのことを、あえて表現する必要は無く、特に記述をしないということによろしいですね。それでしたら、大半の委員さんのご意見ですから、了解いたしたいと思います。

加納委員長：只今、委員の皆さんから、それぞれご発言をいただきましたが、合併協議会の中で、長原委員がおっしゃいました部分のことについての協議はされてきましたし、また、全体として共通のものは、皆さんは勿論認識されていると思います。その合併協議会の中で更に、3つの小委員会が設置され、それぞれの小委員会にはそれぞれ役割があり、役割分担をするという意味の3つですので、それら小委員会の中で、また、合併の是非を云々ということにはならないんです。

合併の是非云々につきましては、本体の合併協議会の中で、大いに議論していただければ、それは結構だと思いますけれども、この小委員会の役割といたしましては、先程、小池委員からもお話がございましたように「新市将来構想」や「新市建設計画」を策定するということであり、極端な話、合併をした場合の「新市将来構想」と、しなかった場合の「新市将来構想」の2通りを考えるとという話にもなりませんので、あくまでも、合併した場合を前提とし、新しいまちの姿を描き、また、そのようにしていきましょう、という委員会でございます。ですから、私は、やはり、この小委員会の中で合併の是非云々につきましては馴染まないと思います。今後の小委員会の議論につきましては、基本的には、そのことを委員の皆さんに共通の認識として持っていただき、どうしても分からないことを事務方に質問するということはございまして、委員が質問をして、必ず事務方が答えるというような委員会ではなく、参加されている委員の皆さんで「新市将来構想」についてのいろいろな意見を自由闊達に出し合い、進めていくものでございます。そ

の認識も含めまして、よろしくお願いいたしたいと思います。はい、長原委員。

長原委員：小委員会の性格としては、私もそれで良いと思いますよ。ただ、先程から申し上げております私の発言を加納委員長は否定した訳ではないのでしょうか。

加納委員長：否定したのではなく、本体の中では、そのような話は結構だと思いますけれども、この小委員会は、この小委員会なりの使命を帯びてやっている訳ですから、その中で合併の是非については馴染まないのではないのでしょうかということをお願いしているんです。はい、池端委員。

池端委員：協議会でも合併の是非は決められないんでしょう。

加納委員長：勿論、そうですけれども。

池端委員：それなのに、何故その話を、ここでもそうですし、本体でもしなければならないのですか。

加納委員長：長原委員。

長原委員：当然、議論の中で合併の是非ということも出てくるでしょうということで申し上げているんですよ。

加納委員長：池端委員。

池端委員：その判断材料を今、議論している訳でしょう。審議が進んでいないから、今、何の判断材料も出ていない訳ですよ。

加納委員長：小池委員、どうぞ。

小池委員：結局、お互いに分ってはいらるんですよ。分ってはいらるけれども、なかなか、ストーンと落ちないものですから。我々委員全員が、合併の是非というものが常に頭の中に入っているんですよ。問題は、それを頭の中に入れながら「新市将来構想」を考えようではないかということでしょう。

(複数名「その通り。」との声)

加納委員長：その通りです。

小池委員：長原委員のおっしゃることが、どうも、話としてこんがらがってきているのではないかなと思うのですが、どうしても、その文言を入れて欲しいということですか。

加納委員長：長原委員。

長原委員：役割ですので、役割の中には、そういうことが入るべきではないだろうかというのが私の意見です。

加納委員長：小池委員。

小池委員：それは、全体の協議会の役割だと書いてあるでしょう。

加納委員長：これは小委員会の役割ではないです。はい、小池委員。

小池委員：そうです。これは小委員会の役割ではないんです。あえて項立てをして、更に3つの小委員会の役割はこういうものだということを書き込むとするならば、それは必要かも知れませんが、全体の協議会の役割ということで、まあ、言ってみれば、総論ですよ、総論で一応まとめてありますので、私はこの辺で良いのではないかと思います。

加納委員長：長原委員。

長原委員：いえいえ、だから、表現を特にしなくても良いというのが全体のご意見なのでしたら、それはそれで良いです。先程、藤原委員からもご意見がございましたように、そのことが前提条件であるという認識は本委員会（協議会）ですべきであり小委員会の議題ではないという

ことも分ります。ただ、今までの全体の流れ、経過からして、そういった場だという認識で進んできたということ表現したらどうかということをお願いしているのでありまして、皆さんは、その認識を否定しているという訳ではないのですね。そのような全体のご意見でしたら、それはそれで私は良いですと申し上げているんです。

加納委員長：藤原委員のご発言は、今、長原委員がおっしゃったような意味合いですか。

藤原委員：長原委員がおっしゃっているのは、法定合併協議会そのものの役割として、合併の是非を含めて議論するべきであるということを出発しているというのがあるので、その部分にこだわられるのだと思うのですが、私自身は、そういう前提だとは思っていなかったものですから、文言はこれで良いといたしましても、そこをクリアにしないことには、この先ずっと、後にひいてしまうのではないかと思うんです。

加納委員長：長原委員。

長原委員：公募委員の公募の文書の中にも、法定合併協議会は合併の是非を含め議論する場だという内容のことは入っていたと思いますよ。

藤原委員：この小委員会は、合併するべきか、しないべきかを含めての議論をする場所ではないという確認を何度もいたしました。確かに私個人としましても、合併をしない場合の姿も考えないでは、新しいまちを描いていくということは出来ないのではないかという思いもございません。

だから、小池委員さんも、常に皆さんの頭の中には、その部分が入っているでしょうということをおっしゃったのだと思いますけれども、私は法定合併協議会は、是非も一緒に議論する場というふうに思っているのだなと思っておりました。

加納委員長：大山委員、どうぞ。

大山委員：3つの小委員会それぞれの計画が出来上がり、全体会議で、それらの調整案を見て、合併した場合としない場合を検討し、合併するかしないかを判断すると思いますので、合併に賛成する、反対するといった議論は、その段階までいかなければ出来ないと思いますし、私達の委員会は、そこに至るまでの過程の段階であり、市町村合併をすると仮定し、まちづくりをするにはどうしたら良いかという調整案を練り上げ、たたき台を作る場所だと思います。ですから、合併する、しないの話は、もっと先のことだと思います。その時になれば、当然、是非を検討する時間が出てきますから、その議論は、そこまで待つべきだと思いますが、いかがでしょうか。

加納委員長：はい、小池委員、どうぞ。

小池委員：先程の、加納委員長のご説明で、私はほぼ納得いたしましたので、大変くだいとは思いますが、加納委員長にもう一度、しゃべっていただき、それで幕を閉じて、次の議事に入った方がベターではないかと思うのですが。

加納委員長：中村委員。

中村委員：両方、このようなことをやっても、時間の浪費だと言えば叱られてしまいますけれども、今の小池委員の意見と同じで、やはり、もう一度確認をして、協議を進めるべきだと思いますので、そのように取り計らっていただきたいと思います。

加納委員長：それぞれの委員さんから、いろいろとご発言をいただきましたけれども、改めて、この小委員会の役割・使命ということで、再度、委員の皆さんに認識をしていただきながら、進めたいと思います。合併の是非については、委員の皆さんそれぞれに考え方があると思いますが、それはそれといたしまして、この委員会は、将来合併した場合、どのような「新市将来構想」が

描けるのか、また、描かなければならないのかを検討するという目的で、本体の合併協議会におきまして設置された小委員会でございますので、あくまでも、「新市将来構想」「新市建設計画」に的を絞りまして、今後、議論していきたいと思っておりますので、委員の皆さんにはよろしくご協力頂きたいと思っております。はい、長原委員。

長原委員：先程、私が提案いたしました、「合併協議会の役割」の中に、「合併の是非を含め」といった表現は入れる必要がないのではないかとというのが、大方の皆さんのご意見でございましたので、その部分につきましては了解いたしたいと思っております。ただ、法定合併協議会の役割そのものという意味では、設立当初からの経過を含めてお話ししました通り、私の認識でそんなに狂いはないと思っておりますので、それはそれといたしまして、本委員会等の中で発言させていただくということにしたいと思っております。以上でございます。

加納委員長：他にご発言がないようでございますので、よろしければ、只今の3点につきましては、事務局から報告のあった通り、確認していく中で、差し替え、若しくは手直しを進めるという形で取り進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。それでは、ここで、10分程休憩をとりたいと思っております。

(休憩)

## 2 協議事項

### (1) 第1章の検討・協議

加納委員長：委員会を再開いたしたいと思っております。前回の小委員会に引き続きまして、「新市将来構想(素案)」の第1章の検討協議を始めたいと思っております。お手元の素案の「3市村の現状と課題」の「(1)人口・世帯数等」の部分が途中となっておりますので、この部分を含む「協議単位の9～28ページを再開いたしたいと思っております。何かお気づきの点がございましたら、ご発言いただきたいと思います。はい、池端委員。

池端委員：着席のままでよろしいでしょうか。事務方から出されております、各市町村の統計を見ますと、将来的な人口の推移に関しましては、非常に3市村共に憂慮すべきところがございます。その中で、生産年齢人口が低下していくという部分に関しましては、3市村共に、集中的に課題としなければならないと思っております。今の現状では、日本全体で考える高齢化社会に対して歯止めをかける決定的な施策が見当たらないというところでは、前回にもお話がございました、何か特筆するような施策がなければ生産年齢人口を伸ばせないのではないかとということ踏まえまして、この合併を考える段階の部分で、例えば、販売されている宅地の取得に対する政策や、建築基準の見直しをするなど、生産年齢人口の増加を促進させるような方法を集中的に考えていかなければならないというふうに思います。

また、厚田村・浜益村に関しまして、住宅ゾーン、居住ゾーンの開発というものも、ある程度、将来的には見越していかなければならない部分ではないかと考えます。石狩市は、住宅ゾーン、居住ゾーンとして位置付けているところではございますが、石狩市におきましても二世帯住宅の推進など、3市村それぞれ考えていかなければならない課題が残るのではないかと考えます。また、これは恐らく後に出てきます福祉の部分に関わってくることだと思っておりますが、65歳以上の高齢単身世帯が、少し増えてきているという部分につきましては、公的な住宅設備や、ケアハウス等の高齢者向けの対応を考えることも今後の大きな課題となる気がいたします。一つずつのカテゴリーごとの意見でよろしいのでしょうか。

加納委員長：はい。今はあくまでも先程お示しました範囲の中でのご意見をいただければと思っております。他、どうでしょうか。前回もお話した通り、第1章につきましては、現状を把握するということが一番の主眼となっておりますので、ただ、そんなに沢山あるとは思いませんが、現状把握の中で、まだこの辺が緩いのではないかとか、もう少し厳しくした方が良いのではないかとかがございましたら、よろしくお願ひしたいと思います。はい、池端委員どうぞ。

池端委員：続きまして、「(2) 産業動向」のところ、資料から見ますと、浜益村では、かなり広大な森林面積を持っているということが分りますが、販売農家が2件という統計を見ますと、森林をどのように利活用していくかということも、大きな課題となるのかなと思いますし、これは国の制度・政策の部分にも関わってくると思うのですが、今後、3市村が合併した場合におきましても、森林の利活用といたしまして、例えば販売林家として推進していくべきか、それとも総合的な環境整備とした観光ゾーンという位置付けの中でそれを活かしていくのか、その実態について私は分かりませんが、浜益村から来ている委員さんがよくご存知なのではないかと思ひます。

加納委員長：はい、大山委員。

大山委員：今、池端委員より提案がございました部分につきましては、前々回に提出いたしましたレポートの中にも、村全体の面積の約90%を占める山林の活用の方法や、将来、このようにすれば産業に結び付くのではないかとというような提案をさせていただいております。市町村合併となった場合に、市の政策といたしまして、その部分の開発、あるいは、その活用の方法につきまして、地元に住んでいる者として、または3市村としても、いろいろな構想が練られると思ひます。

ですから、このまちづくり委員会の中でも委員の皆さんに意見を出していただき、より良い活用の方法を探っていき、将来の発展につなげていければ良いなと思っております。ただ、空気や水などといった自然のものの再生産には、とても効果を発揮しているという実感はございますが、まだ、それが金額として把握出来ていないというのが今の現状です。現実には恩恵を受けていることに対してありがたいという実感が頭ではあっても、体感としては分っていない人が多いというのが実態だと思ひます。もしも市町村合併が成立した場合、市民の為、より有効に活用出来るようになれば、それを資産として持っております浜益村といたしましても有り難いですし、その恩恵を受ける市民も、大変結構なことだと思ひます。そのような資源を活かせるようなご意見を、是非皆さんに出していただきたいと考えております。

加納委員長：はい、池端委員。

池端委員：今の現状におきまして、そのような部分で、例えば、営林署からの保全業務の委託などはあるのでしょうか。

加納委員長：はい、大山委員。

大山委員：それは、ございます。営林署を通じ、その専門の業者に事業を発注され、例えば、砂防ダムや林道を作ったり、木の伐採後の植えつけをするなどということはやっております。

加納委員長：池端委員。

池端委員：そこには、それなりの雇用はあるのですか。

加納委員長：大山委員。

大山委員：それなりの雇用はございます。ただし、規模が小さく、現在、山林維持の事業所は1つしかございませんが、村内の季節労働者が雇用され、頑張っているという状況でございます。

加納委員長：池端委員、よろしいですか。

池端委員：はい、分りました。

加納委員長：はい、小池委員。

小池委員：13 ページの「人口の将来見通し」についてなのですが、このデータによりますと、ピークが平成 32 年の約 65,000 人で、現在から比較しまして 6,000 人程度しか人口増が見込まれておりません。いくら少子高齢化と言いましても、20 年かけてやっと 6,000 人増というのは何とも寂しい話だと思います。札幌のベッドタウンと言いますか、住宅都市の性格が大変強い訳ですから、1 市 2 村が合併したとしまして、私は、このデータを杓子定規で、北海道から、九州、沖縄まで、市町村やっているのではないかなと思って、あまり信頼をしていないのですが、データはデータとして、私の要望としては、一番最後に出てくるプロジェクトというのがございますよね、プロジェクトの中でがちとしたというか重量感のある人口増加を図る為に、新市は、<sup>かくかくしかじか</sup>斯斯然々の、具体的な行動をとるのだというふうなことを、人口増加というのは、人が増えれば、そこが住みやすいということだろうと思うので、夢というか希望を持たなければ、いけないと思うんですよ。10 万人とは言いませんけれども、どう、人口増を図っていくかということ、新プロジェクトの第一項目に是非挙げていただきたいなという要望でございます。

加納委員長：他に、ございませんか。はい、長原委員。

長原委員：質問をしたいのですが、23 ページに「表 19 3 市村の商業」というのがございますが、特に浜益村の部分に統計数字が入っていないのですが、これはどうしてでしょうか。統計上数値が秘匿されているものとは、どういうことなのでしょうか。

加納委員長：事務局、お願いいたします。

佐々木計画班長：はい、こちらなのですけれども、ここの欄外に書いてあります通り、商業統計という国の統計調査の数値を元にしてしているのですが、その公表されております統計書の中でも、ここでいう、1、2 商店のような、極めて少ない数値の場合、統計数字が伏せられ、と記しております。

加納委員長：はい、長原委員。

長原委員：意味は分りましたが、先日いただきました、浜益村の総合計画には具体的な数字が出ているんですよね。総合資料には載せていて、この「新市将来構想」には載せないというのは、統計資料としては不備だなという感じがしますね。

加納委員長：事務局、お願いします。

清水事務局次長：はい、「新市将来構想」を作成いたしました背景についてご説明させていただきます。浜益村の資料に出ているということなのですが、今それが手元にございませぬ。資料の中の商業統計ということで統一して使わせていただいております。同じ表の中に、いろいろな資料の数字が、入ってきてしまいますと、それが、信用性と言いますか、公信力を持たなくなってしまうと思われまして、バラバラの観点で入れるという訳にはいかないのではないかと思いますので、ちゃんとした資料として、住民の皆様にお示しするにあたりましては、統一した考えの元で作られた資料をご提示するのが筋ではないかという考え方から、商業統計という形でくらせていただきました。

加納委員長：長原委員。

長原委員：反論する訳ではございませんが、この表の資料は商業統計ということでございますが、年度が平成 3 年からということで、浜益村の総合資料と統計項目も全く一致しておりますよ



ね。私といたしましては、そういった意味ではどうかと思いますけれども、別にこだわるつもりはございませんが、公の資料が出ている訳ですから、研究してみてもらった方がよろしいのではないかと思います。以上です。

加納委員長：他、ございませんか。はい、池端委員。

池端委員：水産に関してなのですが、それぞれの街の漁獲物が固定化してきているというのが、この表の統計から見ましても顕著に表れているのではないかと思います。今のところ漁獲高が減少しているというのは見当たらないですし、資源がどれだけ減っているかなどについては分かりませんが、これから、それを更にブランド・高品質化していくことですか、資源の保護の意味でも、「栽培漁業」というところは、力を入れていかなければならない部分ではないかなというふうに思います。やはり、札幌市あたりからお買い求めに来るお客さんなどは、厚田のタコや浜益のウニなどといった特定のものを目指して来るお客さんが多いですので、この資源の固定化を保ち、拡大させ、発展させていくというようなことも課題の一つとして残っていく気がいたします。

その他、商業、工業、観光とございますが、ここもやはり厚田のどこを商業ゾーンにしていけるのか、また、商業と言いましても、一般的な商店、更に地元の利を生かした商業をどのように形成していくかということも、一つの課題ではないかなと思います。石狩で言いますと、工業、物流、流通というような工業ゾーンという位置付けになっておりますが、その物流特区という申請が許認可されたにも関わらず、企業の立地につながるような地元の利を活かした大きな目玉が見えてこないの、物流特区が全国から集まってくるような、本当に工業ゾーンとして確立出来るような方法も考えていかなければならないというふうに考えております。

観光に関しましては、地の利を活かした部分ですよね。石狩で言いますと大型イベントがございますので、それを定着化させ、更に滞在型につなげていき、また、商品にもつなげていけるようなそういったインフラも、今後将来的には考えていかなければならないと思います。浜益村にも厚田村にも資源は豊富にあるのですが、問題は、それをどのようにして活かしていくのかということだと思います。近隣で言いますと、ニセコの滞在型リゾート地、リゾート施設のように地の利を活かした部分というの、更に今後、検討していかなければならないのではないかと思います。以上です。

加納委員長：他はございませんか。はい、小池委員どうぞ。

小池委員：24 ページの「流通・工業」のところなのですが、石狩湾新港のことが書き込まれております。石狩湾新港の開発というのは、今でも重要ですが、やはり新市になれば、なおさら重要度は増すと思います。最後のところに書き込まれておりますけれども、石狩市の場合、現在の新港関係の担当部署というのはどこにあたるのですか。

加納委員長：石狩市の方、お願いします。

佐々木石狩市企画調整課長：経済部です。

加納委員長：小池委員。

小池委員：そうですか。担当部署が経済部ということでございますが、大胆に、「石狩湾新港開発部」位のものを作ってやらなければ、第3セクター破綻状態ですから、土地のセールスマンをやれとは申し上げませんが、リーダーシップを発揮して力を入れる必要があると思います。ここでは淡々と書き込まれているだけですので、プロジェクトのところで、重要な問題としてご検討していただければと思っております。以上です。

加納委員長：他にございませんか。無ければ、9～28ページにつきましては、この程度といた

したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議無し」との声)

加納委員長：それでは、更に進めさせていただきます。続きまして、29～37 ページ、「(4) 道路・交通・情報通信」、「(5) 土地利用・地域指定等」、「(6) 都市基盤・生活環境」につきましてご発言をいただきたいと思います。はい、小池委員。

小池委員：29 ページの「情報通信」のところで、ちょっとお聞きしたいことがあるのですが、石狩市の場合で言いますと、例えばサイレンが鳴って一斉に避難するというような緊急時の通信システムというのはあるのですか。

加納委員長：はい、では、石狩市の説明員の方、お願いいたします。

佐々木石狩市企画調整課長：石狩市企画調整課の佐々木と申します。小池委員がおっしゃっているのは、多分、例えば海岸部などにスピーカーがあり、無線連絡が来たら一斉に流すというようなものだと思うのですが、石狩市では今現在、石狩湾新港地域にそれが何機か設置されているのですが、それ以外の場所には、今のところはございません。

加納委員長：小池委員。

小池委員：例えば、花川の住宅地全域にわたってサイレンが聞こえるというようなシステムは全くないのですか。

加納委員長：石狩市の説明員の方、お願いします。

佐々木石狩市企画調整課長：それは、ございません。

加納委員長：小池委員。

小池委員：聞かないに越したことはないのですが、そういったものを一度も聞いたことがないもので。でも、避難場所は設定しておりますよね。

加納委員長：石狩市の方、お願いします。

佐々木石狩市企画調整課長：はい。

加納委員長：小池委員。

小池委員：しかし、緊急時の通信システムと言いますか、そのような対策は必要だと思いますが、どうでしょうか。そのような議論にはなっておりませんか。

加納委員長：石狩市の説明員の方、お願いします。

佐々木石狩市企画調整課長：今のところ、緊急時には車で各住宅地を回るといったことになろうかと思えます。

加納委員長：小池委員。

小池委員：それは、何だか、淋しいですね。

加納委員長：はい、事務局、よろしく申し上げます。

清水事務局次長：事務局の方から、ご参考までなのですが、厚田の場合につきましては各戸に防災行政無線が付いているというように聞いております。それから、浜益村につきましては、そのような設備はないのですが、確か川下地区（海水浴場周辺）に、観光客等がみえるということで、スピーカー等が設置されており、そのような避難、誘導等の設備がある状況だと聞いております。

加納委員長：小池委員、よろしいでしょうか。まだ、何かございましたら、どうぞ。

小池委員：最後のところに、「緊急時の通信システムの整備などを図る必要があります。」と書いてありますから、図りましょうよ。

加納委員長：他にございませんか。はい、河合委員、どうぞ。

河合委員：その前の「(3) 通勤・通学状況」の問題と絡む訳ですが、道路の関係なのですが、石狩河口橋が片側1車線ということで、8月の海水浴や墓参りシーズン中には、中央バスを例に挙げますと、通常1時間かかるところ、その倍以上の時間がかかるというような状況でございます。この河口橋の拡幅工事をいろいろな形で要請しているのですが、拡幅することが技術的に無理ということであれば、今、申し上げましたように、通勤、通学するにあたりまして、やはり交通の便が大事なものですから、これにつきましては強力的にやっていただきたいということを要望したいと思います。そして、私は石狩市に対しまして大いに関心を持っております一人でございますが、ここに軌道系交通機関の導入検討が求められているということが書いてありますよね。これらにつきまして、現在、どの段階まで進んでいるのかと聞くのもおかしいですが、是非、早く目に見えるような形にすることが大事ではないかと思えます。

加納委員長：よろしいですか。他にございませんか。はい、池端委員。

池端委員：道路に関しましては、河合委員がおっしゃられておりますことと同感でございます。当然、広域合併の中で、国道整備ということでは、各自治体それぞれがやる分と、国道を所管する国との連携というのは、当然、必要になってくると思えますし、もしくは、この話が進んでいけば、各自治体と言いますか、一つのまちとしまして、当然、国、開発局に対して、そのような要請をしていかなければならないと考えております。また、公共交通機関という部分におきまして、例えば浜益村から石狩市を結ぶ高速バスのようなものと、各エリアをその高速バスで結ぶ交通ネットワーク、更には石狩を終点とした市営駐車場のようなもの、そこから更に、札幌につなげるというような総合的な交通体系というものも、考えていかなければならない課題ではないかなという気がいたします。それに合わせまして、例えば、国道には北電の電信柱を使うのか、埋設していくのかなどについてやインターネットの光ファイバー等の通信網の整備についてなども検討していかなければならないのではないかと思います。

加納委員長：他、どうでしょうか。はい、小池委員どうぞ。

小池委員：関連なのですが、国道451号線とはどこのことなのですか。

加納委員長：はい、中村委員。

中村委員：浜益村経由の滝川、留萌間のことです。

加納委員長：ちなみに31ページに地図が載っておりまして、国道につきましても、位置図が示されております。よろしいですか。はい、長原委員。

長原委員：29ページに、危険箇所も多く見られると記述されておりますが、以前、豊浜トンネル事故があり、その後、開発局が全道の崩落危険箇所を調査し、指定したと思えます。その修復年次も決め、計画的な崩落防止工事をするということで取り組んでいるのだらうと思えますが、崩落危険箇所が何ヶ所程あり、どのような状況なのかをもう少し説明していただけないか。

それから、これは勉強なことでも恐縮なのですが、これから、都市インフラ整備というのが非常に大きな問題になると思うのですが、その一つとしましては、上下水道だと思います。そのうち、上水の件で、現在、厚田村では、上水工事、簡易水道工事の整備計画を行っているという話がでおりますし、また、先日、浜益村を訪れましたところ、浜益村でも上水道工事を行っているということでございます。今、口頭で説明することが無理でございましたら、簡単な資料で結構ですので、上下水道の状況で数字的なこと以外のこれからの見通しや具体的な現在進行中の計画について示していただけると、大変、審議し易いと思うのですが、いかがでしょうか。

加納委員長：事務局の方、いかがでしょうか。長原委員のご意見につきまして、答えていただけることについては、答えていただきたいのですが、もし口頭でご返答をいただけないのであれば、お話がございましたように資料で提出をしていただき、例えば次期委員会までに示すということはいかがでしょうか。今出来ることについては答えていただければと思うんですけれども。

清水事務局次長：申し訳ございませんが、今、手持ちの方で、道路の危険箇所等につきましては、おさえておりませんので、調べたいと思います。また、上下水道工事の計画につきましても、現在、手元にご覧いただけますので、只今、委員長がおっしゃられましたように、次回までに用意したいと思っております。

加納委員長：長原委員、それでよろしいですか。

長原委員：はい。

加納委員長：他、どうでしょうか。はい、長原委員。

長原委員：今、資料をお願いいたしましたので、一緒にお願いしたいのですが、後ろの方のページの教育問題のところ、学校の老朽化が大変大きな問題としてございます。耐用年数を過ぎている老朽化した学校の資料も合わせていただければと思います。

加納委員長：その他、29～37ページに関してご発言ございませんか。無ければ、この程度にいたしたいと思います。今、長原委員からご提案がございました資料につきましては、次回の委員会に提出を求めたいと思います。よろしくをお願いいたします。引き続きまして、最後に38～52ページの「(7) 教育・文化環境」、「(8) 福祉・保健・医療」、「(9) 財政状況」、「(10) 広域行政の状況」につきまして、ご発言をいただきたいと思います。はい、大山委員。

大山委員：前回のまちづくり計画のレポートで書き漏らした部分なのですが、現在、浜益村には浜益高校が1校ございます。浜益高校は50年以上前に、滝川の東商業の高校の分校として作られました。浜益村はかつて陸の孤島だったものですから、高校へ行くには当然、町へ出なければならなかったですし、当時の村の経済状態も良くなかったということもありまして、高校へ行かなくても行かせられなかったという状況でございました。将来、浜益村を発展させる原動力となる若い世代に教育をしたいということで、長年の村の理事者の努力の結果、五十数年前に分校として浜益高校が出来ました。それ以来、住民の理解や村の協力を得られまして、順調に推移はしてきました。

それで定時制から道立高校に移管出来ましたし、校舎も新しいものになりました。ところが、現在、少子高齢化の波をもろに受けまして、全道的、全国的に、学校が廃統合され、生徒数の減少により生徒募集に相当苦労しているといった実態でございます。村自体におきましても、過疎の進行を防止する上からも、将来、村の活動力となる実働隊である若者を地元で教育し、その若者に地元に残ってもらいたいという住民の強い要望がございまして、何といたしましても高校を残したいということで、中高一貫教育や、いろいろな議会でも視察、研究いたしまして、道や国会議員に対しましても、陳情を続けて参りました。

しかし、現在に至りましては道の特別な配慮で存続させていただいているといった状況でございまして、今後、更に生徒数が減少して行きますと、廃校も考えなければならなくなることも予測されます。何とか、特色ある学校づくりをいたしまして、是非とも、この地域に1校は高校を残したいという強い願望の元に、様々な働きかけをしております。今後、市町村合併により、村が石狩市という一つのまちになったとした場合、新市といたしまして、地域過疎化の防止の為、また、地域に若者を残す為に、例えば、農業・漁業の地場産業であるという特色を活かし、後継

者を生み出していけるような独自の教育を施すなどというような施策を、委員の皆様方のお知恵をお借りしまして、考えていきたいと思っております。

加納委員長：はい、他にございませんか。はい、池端委員。

池端委員：「(9) 財政状況」に関してなのですが、ここでは経常収支比率、財政力指数というのが示されており、10年間、それ以降の激変緩和措置を含めた5年間につきましては、経常収支比率は80%、財政力指数は1に限りなく近い、またはそれ以上を目標としていくのでしょうかけれども、現在は、3市村共に、非常に厳しい状況だと思います。今の段階では非常に難しいとは思いますが、やはり、合併をした場合、激変緩和措置が終った後に、この経常収支比率や財政力指数を、いかに良好なところへもっていかれるかといった部分が、合併後のまちの財政力の大きな要になってくるのではないかという気がいたします。また、自主財源の確保という部分で、三位一体の動向がこれからどのようになっていくのかということも考えていかなければならないと思っておりますが、その自主財源につきまして、例えば目的税、地方税からの確保などということも合わせて考えていかなければならないのかなという気がいたします。以上でございます。

加納委員長：他に、ございませんか。はい、河合委員。

河合委員：「(8) 福祉・保健・医療」のところでお聞きしたいのですが、現在、厚田村で2つの保育所を持っており、これらはへき地保育所なのですが、もしも合併し、石狩市となった場合、どのようになるのかが心配です。今資料を拝見いたしました、石狩市にもへき地保育所というものはあるのですか。

(「あります。」との声)

河合委員：それは、厚田で心配ないということですか。どうなるかということをお聞きしたいんです。

加納委員長：現在、高岡と中生振にございます。

河合委員：そうですか、わかりました。最後の方のページの一部事務組合、広域圏組合の問題なのですが、資料にございますように消防と衛生につきましては、5市町村で行っているということでございます。これは、あくまでも今の枠組みの中で行っているのかどうかということが心配されております。

それから、農協に関しましては、当別町を含めました厚田村、浜益村で北石狩農協という形に合併しております。これらにつきましても、ちょっと、ねじれ現象なのですが、それに合わせまして、今、千歳市から札幌市を含めた石狩管内で、一つの森林組合を作りなさいといった道の方針が出ております。しかし千歳市は、まちの真ん中に苗木を育てる為の大きな苗ほを持っており、それを売却してアパートを建設し、アパート経営を行っているといった全国唯一の森林組合でございます。堅実に行っているということで、合併をしない意向でございます。近く、恵庭市も解散する予定でございますし、北広島市はすでに10年程前に解散しており、江別市もございません。

そして、現在、ありますのは数年前に作られました当別町と浜益村の北部森林組合なのですが、今、石狩支庁から勧められておりますのは、厚田村を含めた3つの組合を1つの森林組合にするということでございます。そのことにつきましては合併協議会を持ち、いろいろと協議しているのですが、はっきり申し上げますと、当別町の組合は、債務の関係で財政的に非常に合併が困難な状況にあり、厚田村といたしましては、ゴーサインを出し兼ねているといったところでございます。以前にも申し上げましたように、石狩市にはきれいな海、川、空という財産を持っており、

また、緑につきましても沢山増やして行きましょうという観点からも、どうか、このことを一つ頭に入れていただき、事務的にもご検討いただきたいと思います。

加納委員長：はい、分かりました。ここに記述されております一部事務組合と、森林組合のそれぞれの位置付けと申しますか、法的な違いにつきまして、ご説明していただきたいと思います。

清水事務局長：一部事務組合と申しますのは、都道府県も市町村も同じなのですが、それぞれの地方公共団体が主管しております事務につきまして、それらを集約し、広域的に事務を行うため、作られた特別な地方公共団体のことでございます。

つまり、消防に関する組合を例に挙げますと、各地方公共団体には消防に関する事務を行う組合がそれぞれにございますので、広域に渡り、効率的に事務を行うため、特別に地方公共団体を作るといったものでございます。一般の地方公共団体から事務を移管し、特別地方公共団体である一部事務組合におきまして、その事務を集中的に行うということになります。

それに対しまして、森林組合は、民間の森林業務等につきまして、組合を組織し、収益事業等を行っていくという形となります。ただ、行政の観点から見ますと、森林の育成、自然保護や、国土保全などといったいろいろなものがございまして、そのような関係から申し上げましたら、密接な関係はございますが、一応、一部事務組合とは別種の形となります。合併協議会では、事務の一元化にいたしましても、一部事務組合、つまり地方公共団体としての事務をまず考えなければなりません。それに関連した森林組合や農協などにつきましては、やはり範囲が一つであるというのがベターな場合が多いということ踏まえまして、一部事務組合に合わせ、いろいろと検討していただきたいと思いますところでございます。以上でございます。

加納委員長：はい、ありがとうございます。はい、小池委員どうぞ。

小池委員：43ページの体育施設のところで、石狩市の欄のトップにございます「サン・ビレッジいしかり」についてなのですが、この間、広報誌を拝見いたしましたら、石狩市が結局購入したということが載っておりました。国の外角団体が建設し、オープンしてからまだ5年も経っていないというのに、言ってみれば、石狩市に引き取って欲しいというようなことらしいのですが、スポーツ公園や、石狩市役所に近い場所にあるというのならまだしも、何故、あのような何も無い場所を選んで建設し、そのあげくに、買い取って欲しいと言っているのかがよく分かりません。

加納委員長：暫時休憩をいたします。

(休憩)

加納委員長：委員会を再開いたします。はい、大山委員。

大山委員：今日は、厚田村の沢田会長が来ておりませんので、私から言うべきことなのかなと思うのですが、もしも、市町村合併が成立したとするならば、当然、商工会も合併しなければならないと思います。第一義的には、石狩商工会議所との合併ということになるのだと思いますけれども、その商工会と商工会議所では、事業規模も違いますし、業務は似ておりますが会の存続の目的も違います。それで、沢田会長とは、もしも市町村合併が成立した場合、商工会の合併については2段階にしたらどうかという話をしており、まず、浜益村と厚田村で、商工会だけで合併し、すぐに、その時点で職員を解雇するという訳にもいきませんので、その後5年なり7年かけて職員数を段階的に自然減するのを待ち、その時に至ったら、新たにもう一度、商工会議所との合併について考えたらどうかといった提案が出されております。

ただし、それは、先程も申し上げましたが、市町村合併が成立すればの話でございまして、実際にそうなった場合、新市から商工会に対して補助金が出るのかといった問題が考えられます。

このことにつきまして別の会合の中で田岡市長に質問いたしましたら、過去に経験の無かった分野だったらしく、答えに詰まっておられました。一つのエリア内に、商工会議所と商工会が併存している所は道内にも現実に存在し、それにつきましては私も商工会連合会副会長をしております立場からも、そのような場所が道内に2、3ヶ所あるということは聞いて承知しております。しかしながら、市町村合併により新石狩市になった場合、その商工会も一つにするということに対しまして、時間的ロスが発生いたしますので、その間の補助金をいただけるのかどうかということを明らかにしていただきたいと思います。

加納委員長：この委員会の中では、冒頭に申し上げました通り、当然、後半の2、3章の中で、更にシビアな部分といたしまして、具体的な話が出てくると思いますし、本体の協議会でも財政的な部分の問題につきまして取り扱われることになると思いますので、この小委員会におきましては、そのような実態、課題もあるということを認識するまでにとどめおく程度にしておこうと思いますので、よろしく願いいたします。はい、長原委員。

長原委員：私の方から、少し追加が必要なのではないかと思う部分がございますので申し上げたいと思います。いろいろございますけれども1つだけ申し上げたいと思います。最後のページの方に広域行政の状況が載っておりますけれども、私はその部分を広域行政という形ではなく、各3市村の行政状況という形で、はっきりと載せなければならないと思います。何故かと申しますと、合併というのは、総務省によりますと究極の自治体リストラだそうですから、合併に伴いまして各市村の職員数をどのようにするのかという問題は当然検討されなければならない問題になると思うからです。そのような問題が課題となる中で、後の基本構想以降の主なプロジェクトやその後の基本計画等の中でも、それらのことにつきましては当然位置付けなければならない課題になるのだらうと思います。

なお、お断りをしておきますが、私個人の意見といたしましては、市町村の職員を減らせば良いという考え方には立っておりません。私は一定の住民サービスを受ける為には、市町村も職員数を確保することが必要だと基本的には考えております。しかしながら、合併という問題になってきますと、かなり、また話が違ってくると思います。そこでは、そのような問題が検討されなければならないなくなってくると思いますので、最初の段階であります現状と課題というところでは、3市村の行政状況が述べられているのは当然なのではないかと考えております。各市村の基本構想を拜見させていただきましたが、それぞれ、それなりの表現は書かれていると思います。この全体の流れからしましたら、それを載せることが必要ではないかと思うのですが、ご検討いただきたいと思います。以上です。

加納委員長：他にございませんか。

小池委員：ちょっと、質問して良いですか。

加納委員長：はい、小池委員。

小池委員：公共交通機関についてなのですが、厚田村、浜益村、札幌間のバスの運行は1日何往復程度で、何人位、乗車するのですか。

加納委員長：浜益村の説明員の方、お願いします。

赤間浜益村まちづくり担当参事：詳しくは、調べてみないと分らないですが、1日、朝6時台と夕方3時台の2往復運行しております。その他では、濃昼地区から乗り継ぎで札幌市まで2往復程度運行しております。

加納委員長：小池委員。

小池委員：数人しか乗っていないのではないですか。

加納委員長：浜益村の方、お願いします。

赤間浜益村まちづくり担当参事：夏の間は、それなりに乗っております。札幌方面に出るバスですので、通院に利用する高齢者の方々が朝の一部には乗っております。

加納委員長：小池委員。

小池委員：いくら建前で、運行人数を増やすべきだと言いましても、現実に乗客数が少ないところでは、中央バスも商売にならないでしょうし、だからと言って市が補助を出すという性質のものでもないかもしれませんし、これは深刻な問題ですね。

加納委員長：浜益村の方お願いします。

赤間浜益村まちづくり担当参事：その他には、沿岸バスがございまして、これも留萌市、札幌間を運行しております。ただ、うちの場合、全停留所ではなく、1ヶ所だけしか乗り継ぎ出来る停留所がございません。これから沿岸バスを利用する方法も検討しなければならないのかなというように感じてはおります。

加納委員長：はい、河合委員。

河合委員：お答えになるか分かりませんが、厚田間は、1日に6便出ており、前にも申し上げましたが、厚田村には高校などの学校がございませんので、ほとんど、朝は通学する生徒で使われております。

加納委員長：大山委員、どうぞ。

大山委員：今、浜益村でもバスの問題で非常に困っており、現在、地域生活バス路線という道の補助を受けて行っているのですが、現在、バスの運営に対する補助金の出費もかなりの部分を占めるものですから、それすらも痛いということで、さらにもっと軽減された方法で、住民の足を確保出来ないかということを検討しておりましたら、先日、デマンド交通というNTTが中心になり行っているもので、マイクロバスのようなものを利用し、200~300円といった低料金でバス停まで送迎し、住民の足を確保するといった方法もあり、福島県などで行われているという説明を聞きまして、便利だなと思いました。厚田村では6往復あるということをお話されており、かつての重大なバス路線をそのようにいたしますと、お金がかかりますが、厚田村までデマンド交通で住民を送迎したなら、その不便の解消も可能ではないかなと聞いておりました。

特に、浜益村は車を持っていない、または車を運転出来ない高齢者が多く、病院に対する不安も多く抱えておりますので、将来的には、そのような不安を解消する為にもまちづくり計画の中で住民の足を確保する方法を是非とも考えていただきたいと思っております。

加納委員長：はい、池端委員。

池端委員：浜益村、厚田村両村におきまして、例えば一般企業と行政が連携したPFIで何か施設を作った事実や、NPO活動をされている団体などの例はあるのでしょうか。

加納委員長：浜益村の方、お願いします。

赤間浜益村まちづくり担当参事：NPOも、法人も任意団体もございません。

加納委員長：厚田村の説明員の方、お願いします。

澄川厚田村まちづくり推進課長補佐：厚田村ではPFIにつきましては承知しておりませんが、NPOにつきましては現在申請中ということでございます。実は、今年の3月をもちまして発足小学校が閉校になり、その建物の一部を利用し、映像資料館を設けているということでホームページ等で宣伝させていただいております。だいたい7月から月1回程度、岩波から譲り受けた



資料、資料というのは映画なのですが、その映写会などを行いまして、もうじき、NPO法人として承認されるというふうには聞いております。

加納委員長：池端委員、よろしいですか。

池端委員：はい、分りました。

加納委員長：他、どうでしょうか。無ければ、38～52 ページ、この程度にしたいと思います。その中で最初の方に、長原委員からご提示がありました分と、教育関係で老朽化の校舎について、資料の提出が求められておりましたので、これにつきましては、事務方の方で次回委員会までに提出をしていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、本日の協議事項でございました第1章の検討・協議は全て終了いたします。なお、本日、各委員からご意見がありました部分につきましては、事務局で一度持ち帰り検討したいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい。」との声)

加納委員長：異議がございませんので、そのように取り進めたいと思います。以上、本日予定されております案件につきましては全て終了いたしました。事務局から、次回の開催日時と、この後の視察の関係につきまして報告をいただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

### 3 その他

#### (1) 第5回会議の開催日時等について

事務局(佐々木)：まず、次回なのですが、前回お配りした部分ですが、基本構成の案の第2章以降の部分の関係につきまして、ご検討いただけるよう、現在、準備を進めておりますけれども、細かい日程につきましては、往復八ガキ等で、概ね10月半ば過ぎくらいを目途に、極力早く日程調整させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

引き続きまして、この後、閉会后、視察の方に移りたいと思っておりますので、正面玄関前に集合していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

### 4 閉会

加納委員長：それでは、そのように取り進めたいと思います。なお、本日、各委員からのことにつきましては先程も申し上げましたようにしっかり検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上で、本日の委員会を閉会いたします。大変ご苦労様でした。ありがとうございました。

上記小委員会の経過を記録し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

新市建設計画小委員会委員長 加 納 洋 明